

令和5年6月2日
総務課

阿賀野市職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条及び阿賀野市職員の懲戒処分に関する指針の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。

し尿収集運搬業務委託及び複合ごみ資源化処理業務における「不適正な事務処理等に係る再発防止対策」に加えて、阿賀野市公印規則を見直し、公印の保管及び取扱いを厳格化し、今後、このようなことが起こらないよう、市全体として、再発防止と市政に対する信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

記

被処分者 及び 処分内容	民生部 生涯学習課 主幹 50歳代男性 停職（6か月） （前民生部 市民生活課 係長）
事案概要	民生部生涯学習課主幹（前民生部 市民生活課 係長）は、令和4年度に可燃ごみ・容器包装ごみ・古紙類収集運搬業務委託に関係して決裁手続きを取らずに業者と契約書を締結しました。 また、令和3年度における検査調書の改ざん並びに一般廃棄物処理業における許可業務を放置していました。
処分年月日	令和5年5月31日（水）
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第3号並びに阿賀野市職員の懲戒処分に関する指針



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：総務課 田中
電話：0250-62-2510（内線2270）
mail：somu@city.agano.niigata.jp